## 成年年齢が18歳に引き下げられる

○法改正

「民法の一部を改正する法律」令和4年4月1日施行

○契約の自由自分の意思だけで契約を 結ぶことができる

例えば…

- ✔ 携帯電話の購入
- レ アパート賃借
- レ クレジットカード作成

# 18歳・19歳の消費者トラブル増加のおそれ

#### ご注意ください

- ○未成年者取消権が使えない!
  - 18歳・19歳の若者は、今日から 未成年者取消権※が使えなくなります。
  - ※未成年の場合、親権者の同意なく結んだ契約は 原則として取り消すことができる。

## <注意喚起動画>





成年年齢引下げに 関する特設ページ (都HP)

### 困ったときは消費生活センターへ

- 消費者ホットライン188(最寄りの消費生活センター)
- 東京都消費生活総合センター☎03-3235-1155